

枚方市有料広告放映取扱基準

● 次の各号のいずれかに該当する方は、広告に掲載することができません。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者(同条第1項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。)(2)暴力団等の非法組織及びその関連組織(現に法人格を有する組織で、過去においてそれらの組織であったものを含む。)(3)発注者指定金融機関若しくは発注者収納代理金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行以外の金融機関(金融機関以外の金融業を営むものを含む。)(4)市に納付すべき市税を滞納しているもの(5)過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があったもの(6)市が発注する契約の指名競争入札参加者の指定を停止されているもの(7)枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、入札等除外措置を受けているもの(8)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの(ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けたものを除く。)(9)現在、市と係争中のもの(10)各前項に掲げるもののほか、市が不相当と認めるもの

● 次の各号のいずれかに該当する広告映像は放映できません。

(1)法令、判例、慣例等で認められた権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの(2)法令等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの(3)差別を容認し、助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれがあるもの(4)市の信用を害し、若しくは本市の品位を損ない、又はそのおそれがあるもの(5)政治活動又は宗教活動に係るもの(6)個人又は法人その他の団体の意見又は宣伝に係るもの(7)公の秩序又は善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるもの(8)市が推奨するとの誤解を与え、又はそのおそれのあるもの(9)広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの(10)風紀上好ましくない表現があるもの(11)男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの(12)消費者保護の観点から適切でないもの又は犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの(13)広告の目的が正当な取引とは認められないもの(14)自己の優位性を強調するために他を中傷するもの又は引き合いとするもの(15)市が広告をしているような誤解を与えるもの又は広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの(16)他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるおそれのあるもの(17)非科学的と考えられるようなもの又は事実と異なるもの(18)個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの(19)求人広告又はこれに類するもの(20)前各号に掲げるもののほか、枚方市が広告を掲載することについて不相当と認めるもの